

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第72号

## トラブル解決をうたう行政書士に注意！！

近年消費生活センターには、アダルトサイトのワンクリック請求や不当請求の対処法をインターネットで検索した結果、トラブル解決をうたった行政書士に救済を依頼し、費用を請求されたという相談が増えています。

行政書士が「返金請求」や「解約交渉」を行うことは、弁護士法に違反している可能性が高く、アダルトサイトとのトラブル解決をうたう行政書士には、注意が必要です。

### 【県内事例①】

スマートフォンでアダルトサイトに接続し、年齢認証ボタンを押すと突然、会員登録された。退会しようと業者に電話すると「29万円払え」と言われたので、インターネットで見つけた行政書士に対応を依頼。行政書士から費用が32,400円かかると言われた。 (20代女性)

### 【県内事例②】

アダルトサイトのワンクリック請求に遭い、焦って業者に電話をかけたところ99,800円請求された。インターネットで消費生活センターを検索し、記載された番号に電話をかけたところ、消費生活センターではなく、行政書士事務所だった。問題を解決し、個人情報も悪用されないようにできると言われたので、口頭で契約したが大丈夫か。費用は39,800円だった。

(30代男性)

### アドバイス

1. まず、アダルトサイト業者には決して連絡せず、請求されても支払わないようにしましょう。
2. 相談するために見つけた窓口が、消費生活センターなのか行政書士なのかきちんと確認し、解約や解決をうたう行政書士とは契約しないようにしましょう。
3. インターネット検索する際には、検索結果とインターネット広告が表示されます。「消費生活センター」を検索する際は、本当に消費生活センターか確認しましょう。
4. 公的な相談窓口である消費生活センター等では、電話料金以外の費用が発生することはありません。費用を請求されたら、それは公的な消費生活センターではありません。



©KANAGAWA2013